

---

◎開会の宣告

○臨時議長(川合 清君) ただいまから令和4年第3回新ひだか町議会臨時会を開会いたします。

(午前 9時30分)

---

◎開議の宣告

○臨時議長(川合 清君) 本日の会議を開きます。

---

◎仮議席の指定

○臨時議長(川合 清君) 日程第1、仮議席の指定を行います。  
仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

---

◎選挙第1号の上程

○臨時議長(川合 清君) 次に、日程第2の議長選挙に伴い、本会議を休憩し、議長の所信表明会を行います。  
暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時30分

---

再開 午前 9時34分

○臨時議長(川合 清君) 休憩前に引き続き会議を開きます。  
日程第2、選挙第1号 議長選挙を行います。  
選挙は投票で行います。  
議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長(川合 清君) 次に、立会人を指名します。  
会議規則第32条第2項の規定により、15番、大川君、16番、橋本君を指名いたします。  
投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長(川合 清君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○臨時議長(川合 清君) 配付漏れなしと認めます。  
投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○臨時議長(川合 清君) 異状なしと認めます。  
ただいまから投票を行います。  
念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。  
投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、議席2番より順次投票願います。  
白票、他事記載は無効となります。

臨時議長は最後に投票いたします。

どうぞ、投票をお願いします。

[2番より投票]

○臨時議長(川合 清君) 投票漏れはありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○臨時議長(川合 清君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

大川君、橋本君、開票の立会いをお願いいたします。

なお、ただいまの出席議員数は16名であります。

[開 票]

○臨時議長(川合 清君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票、これは先ほどの出席議員数に符合いたします。そのうち、有効投票15票、無効投票1票。

有効投票のうち、福嶋尚人君14票、木内達夫君1票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票です。

よって、福嶋尚人君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

[議長開鎖]

○臨時議長(川合 清君) ただいま議長に当選されました福嶋尚人君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選人の告知をいたします。

議長に当選されました福嶋尚人君から発言を求められておりますので、これを許します。

どうぞ。

[議長 福嶋尚人君登壇]

○議長(福嶋尚人君) 議員皆様の御支持により、議長に就任させていただくことになりました。先ほども申しましたが、さらなる議会改革と二代表制に基づく議会として町民の皆様の負託に応える議会となるよう、議員の皆様の御支援、御協力をお願い申し上げて議長の就任挨拶といたします。よろしく願いいたします。

○臨時議長(川合 清君) これをもちまして臨時議長の職務は全部終了いたしました。

福嶋尚人君、議長席にお着き願います。

[議長交代]

○議長(福嶋尚人君) 暫時休憩します。

休憩 午前 9時47分

---

再開 午前10時02分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長(福嶋尚人君) 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、城地君、3番、田畑君を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長(福島尚人君) 日程第4、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

---

◎選挙第2号の上程

○議長(福島尚人君) 次に、日程第5の副議長選挙に伴い、本会議を休憩し、副議長の所信表明を行います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時03分

---

再開 午前10時08分

○議長(福島尚人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、選挙第2号 副議長選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長(福島尚人君) ただいまの出席議員数は16名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、15番、大川君、16番、橋本君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長(福島尚人君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長(福島尚人君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、議席1番より順次投票願います。

白票、他事記載は無効となります。

議長は最後に投票いたします。

どうぞ、投票願います。

[1 番より投票]

○議長(福嶋尚人君) 投票漏れはありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(福嶋尚人君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

大川君、橋本君、開票の立会いをお願いいたします。

[開 票]

○議長(福嶋尚人君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票、これは先ほどの出席議員数に符合いたします。そのうち、有効投票15票、無効投票1票。

有効投票のうち、川端克美君14票、木内達夫君1票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は4票です。

よって、川端克美君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

[議長開鎖]

○議長(福嶋尚人君) ただいま副議長に当選されました川端克美君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選人の告知をいたします。

副議長に当選されました川端克美君から発言を求められておりますので、これを許します。

どうぞ。

[副議長 川端克美君登壇]

○副議長(川端克美君) ただいま皆様の御支持を得て副議長に当選した川端克美でございます。意思決定機関としての議会が真に町民から信頼される議会として活動できるよう、議長を補佐してまいりたいと思っておりますので、皆様の御協力をお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時18分

---

再開 午前10時47分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎議席の指定

○議長(福嶋尚人君) 日程第6、議席の指定についてを議題といたします。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定をいたします。

議席番号と氏名を伊藤事務局長に朗読させます。

○議会事務局長(伊藤信夫君) それでは、議席番号と氏名を申し上げます。

1番、福嶋議員、2番、川端議員、3番、橋本議員、4番、大川議員、5番、田畑議員、6番、蚊野議員、7番、下川議員、8番、本間議員、9番、城地議員、10番、木内議員、11番、川合議員、12番、阿部議員、13番、建部議員、14番、池田議員、15番、北道議員、16番、志田議員。

以上のおりでございます。

- 議長(福嶋尚人君) ただいまの報告のとおり議席を指定いたします。  
議席が決まりましたので、それぞれ指定の議席に着席願います。  
暫時休憩いたします。

休憩 午前10時48分

---

再開 午前10時49分

- 議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
- 

◎議会運営委員の選任

- 議長(福嶋尚人君) 日程第7、議会運委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、2番、川端君、5番、田畑君、7番、下川君、10番、木内君、11番、川合君、14番、池田君、16番、志田君、以上のとおり指名いたしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名したとおり議会運営委員に選任することに決定いたしました。  
休憩中に議会運営委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行ってください。  
暫時休憩いたします。

休憩 午前10時50分

---

再開 午前11時14分

- 議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸般の報告をいたします。

休憩中の議会運営委員会において委員長、副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

委員長に14番、池田君、副委員長に5番、田畑君。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

---

◎常任委員の選任

- 議長(福嶋尚人君) 日程第8、常任委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長において指名いたします。

総務常任委員に1番、福嶋君、3番、橋本君、4番、大川君、8番、本間君、10番、木内君、11番、川合君、14番、池田君、16番、志田君。

厚生経済常任委員に2番、川端君、5番、田畑君、6番、蚊野君、7番、下川君、9番、城地君、12番、阿部君、13番、建部君、15番、北道君。

以上のとおり指名いたしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり常任委員に選任することに決定いたしました。  
暫時副議長と交代いたします。

〔議長、副議長と交代〕

○副議長(川端克美君) 暫時議長の職務を行います。

---

◎議長の常任委員辞任

○副議長(川端克美君) 日程第9、議長の常任委員辞任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、1番、福嶋君が除斥の対象となりますので、退場願います。

〔1番 福嶋尚人君退場〕

○副議長(川端克美君) ただいま総務文教常任委員に選任されました議長より、常任委員を辞任したい旨の申出があります。議長は、職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など議長固有の権限を考慮するとき、一つの委員会に委員として所属することは適当でなく、また行政実例でも議長については辞任をすることを認めているところでもありますので、総務文教常任委員を辞任したいとするものです。

辞任につき許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長(川端克美君) 異議なしと認めます。

よって、議長の総務文教常任委員辞任については許可することに決定いたしました。

〔1番 福嶋尚人君入場〕

○副議長(川端克美君) 議長と交代いたします。

〔副議長、議長と交代〕

○議長(福嶋尚人君) 休憩中に各常任委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行ってください。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時20分

---

再開 午前11時44分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸般の報告をいたします。

休憩中に各常任委員会において委員長、副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

総務文教常任委員会委員長に10番、木内君、副委員長に8番、本間君。

厚生経済常任委員会委員長に9番、城地君、副委員長に5番、田畑君。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

暫時休憩いたします。午後1時再開いたします。

休憩 午前11時45分

---

再開 午後1時00分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎町長就任宣誓

○議長(福嶋尚人君) 日程第10、町長就任宣誓を行います。

去る4月23日に新ひだか町長に就任されました大野町長から、新ひだか町まちづくり自治基本条例第15条の規定に基づき、就任時の宣誓をしたい旨の申出がありますので、これを許します。

町長。

[町長 大野克之君登壇]

○町長(大野克之君) それでは、新ひだか町まちづくり自治基本条例第15条の規定に基づき、就任時の宣誓をいたします。

私は、先人が築き上げたこの町の歴史や伝統、文化、産業などを継承し、さらに輝きのあるふるさと新ひだかを次の世代へ引き継いでいくため、新ひだか町まちづくり自治基本条例を念頭に置き、自治の主役である町民、議会、行政がそれぞれの責任と役割の下、互いを尊重し、共に力を合わせ、町民誰もが心豊かに暮らすことのできる町の創造に向け、公正かつ誠実に職務を遂行することを誓います。

令和4年5月10日、新ひだか町長、大野克之。

以上でございます。

---

◎行政報告

○議長(福嶋尚人君) 日程第11、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長。

[町長 大野克之君登壇]

○町長(大野克之君) それでは、お手元に配付してございます行政報告につきましてこれから御報告を申し上げます。

初めに、1ページでございますが、「新型コロナウイルス感染症に関します対応について」でございます。これまでの主な経過と取組状況について報告をさせていただきます。3月17日、北海道におきまして実施されておりましたまん延防止等重点措置が3月21日をもって終了することが決定されました。3月21日、静内庁舎に勤務する職員1名、また5月2日、町立静内病院に勤務する職員1名及び静内庁舎に勤務する職員1名、さらに5月4日、町立静内病院に勤務する職員1名、5月6日には静内庁舎に勤務する職員1名の新型コロナウイルス感染症の感染が確認されております。なお、いずれの場合も、職員の感染が確認されたことに伴いまして職場内の消毒作業を行いますとともに、濃厚接触者等の確認を進めた結果、来庁者や患者様、あるいは他の職員に濃厚接触者等はありませんでした。また、まん延防止等重点措置につきましては終了しておりますが、引き続き北海道において春の感染拡大防止に向けた要請が出されておりますので、今後におきましても町広報紙をはじめ、ホームページ、フェイスブック、ツイッターなどのSNSを活用しながら感染防止対策の啓発などに努めてまいります。

次に、「新型コロナウイルスワクチンの接種状況について」でございます。行政報告の裏になります。20ページでございますが、5月6日現在の1回目の接種を終えた方が合計1万7,618人、率にいたしまして89.94%、2回目の接種が完了した方、これは1万7,540人で、同じく率にいたし

ますと89.54%、さらに3回目の接種、これが完了した方は合計1万4,465人で、73.85%となっております。今後におきましても町内医療機関の御理解と御協力をいただきながら、希望される方への接種を順次進めてまいります。

1ページにお戻りいただきまして、次に、「職員の人事異動について」でございます。本年4月1日付で職員の人事異動を行いました。その異動の内容につきましては、6ページから9ページにある資料のとおりでございます。

次に、「北海道太平洋沿岸赤潮被害に関する継続支援要望活動について」御報告申し上げます。北海道太平洋沿岸で発生いたしました赤潮被害について、釧路、根室、十勝及び日高管内の沿岸15自治体の市長及び町長と共に、記載のとおり要望活動を行っております。

次のページに移ります。4の「寄付について」でございます。記載のとおり6件の寄付がございました。寄付者の御厚志に感謝申し上げ、有効に活用させていただきます。

次に、5のところでございますが、「令和3年度におきます新ひだか町ふるさと応援寄附の実績について」であります。令和3年度は、新ひだか町のまちづくりを応援してくださった全国の皆様から記載のとおり7,589件、額にいたしまして総額1億7,113万1,000円の御寄附をいただきました。いただいた御寄附は、自然環境の保全及び活用に関する事業など有効に活用させていただきます。

次のページ、3ページに参りまして、「工事に係る契約の締結について」であります。記載のとおり、仮契約をしておりました1件の工事につきまして契約を締結いたしました。

次に、7のところでございますが、「工事の仮契約について」であります。記載のとおり1件の工事に係る入札を行いまして、仮契約を締結いたしました。その詳細につきましては、10ページの上段の資料のとおりでございます。

次に、8でございますが、「工事に係る入札の執行について」であります。記載のとおり6件、次のページの上のほうにも2件書かれておりますが、6件の工事に係る入札を行いました。その詳細につきましては、10ページから12ページの資料を御覧いただきたいというふうに存じます。

続きまして、4ページの中段から下になりますけれども、「委託業務に係る入札の執行について」であります。次ページにまたがりまして合計16件の委託業務に係る入札を行ってございます。これらの詳細につきましては、12ページから19ページのとおりでございますので、御覧いただきたいというふうに思います。

以上で行政報告とさせていただきます。

○議長(福嶋尚人君) 次に、教育委員会の行政報告を行います。

教育長。

[教育長 久保田達也君登壇]

○教育長(久保田達也君) 教育行政報告を申し上げます。

お手元に配付の資料に記載のとおり、令和4年3月24日に新ひだか町奨学資金として1件の寄付がございました。寄付者の御厚志に感謝を申し上げ、有効に活用させていただきます。

以上で教育行政報告とさせていただきます。

○議長(福嶋尚人君) これで行政報告は終わりました。

行政報告の質疑については、議案審議後といたします。



○議長(福島尚人君) 日程第12、選挙第3号 日高中部広域連合議会議員選挙を行います。  
お諮りいたします。選挙の方法は、指名推選にいたしたいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

日高中部広域連合議会議員に3番、橋本君、4番、大川君、8番、本間君、13番、建部君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました3番、橋本君、4番、大川君、8番、本間君、13番、建部君を日高中部広域連合議会議員の当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたしました3番、橋本君、4番、大川君、8番、本間君、13番、建部君が日高中部広域連合議会議員に当選されました。

日高中部広域連合議会議員に当選されました3番、橋本君、4番、大川君、8番、本間君、13番、建部君が議場にいらっしやいます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

---

#### ◎選挙第4号の上程

○議長(福島尚人君) 日程第13、選挙第4号 日高中部消防組合議会議員選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、指名推選にいたしたいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

日高中部消防組合議会議員に2番、川端君、5番、田畑君、12番、阿部君、15番、北道君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました2番、川端君、5番、田畑君、12番、阿部君、15番、北道君を日高中部消防組合議会委員の当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたしました2番、川端君、5番、田畑君、12番、阿部君、15番、北道君が日高中部消防組合議会議員に当選されました。

日高中部消防組合議会議員に当選されました2番、川端君、5番、田畑君、12番、阿部君、15番、北道君が議場にいらっしゃいます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

---

◎選挙第5号の上程

○議長(福嶋尚人君) 日程第14、選挙第5号 日高中部衛生施設組合議会議員選挙を行います。お諮りいたします。選挙の方法は、指名推選にいたしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

日高中部衛生施設組合議会議員に6番、蚊野君、7番、下川君、9番、城地君、11番、川合君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました6番、蚊野君、7番、下川君、9番、城地君、11番、川合君を日高中部衛生施設組合議会議員の当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたしました6番、蚊野君、7番、下川君、9番、城地君、11番、川合君が日高中部衛生施設組合議会議員に当選されました。

日高中部衛生施設組合議会議員に当選されました6番、蚊野君、7番、下川君、9番、城地君、11番、川合君が議場にいらっしゃいます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

---

◎選挙第6号の上程

○議長(福嶋尚人君) 日程第15、選挙第6号 新ひだか町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にいたしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

選挙管理委員会委員に飯岡博君、山田則子君、佐藤雅裕君、木村明美君を指名いたしたいと思  
います。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました方々を選挙管理委員会委員の当選人とす  
ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたしました飯岡博君、山田則子君、佐藤雅裕君、木村明美君が選  
挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会委員補充員に次の方々を指名いたします。第1順位、北川冴子君、第2  
順位、田辺貞次君、第3順位、大森康正君、第4順位、平野和久君、以上の方々を指名いたしま  
す。

お諮りいたします。ただいま議長が指名した方々を選挙管理委員会委員補充員の当選人とする  
ことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたしました第1順位、北川冴子君、第2順位、田辺貞次君、第3  
順位、大森康正君、第4順位、平野和久君、以上の方々が順序のとおり選挙管理委員会委員補充  
員に当選されました。

説明員の入替えがありますので、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時16分

---

再開 午後 1時17分

○議長(福島尚人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎報告第1号の報告

○議長(福島尚人君) 日程第16、「報告第1号 放棄した債権の報告について」を議題といたしま  
す。

提出者からの報告を求めます。

千葉税務課長。

〔税務課長 千葉憲児君登壇〕

○税務課長(千葉憲児君) ただいま上程されました報告第1号について御説明いたします。

報告第1号は、放棄した債権の報告についてございまして、新ひだか町債権管理条例第17条  
第1項の規定により別紙報告書のとおり債権を放棄しましたので、同条第2項の規定により報告  
するものでございます。

1枚おめくりいただき、債権放棄報告書を御覧ください。今回放棄しました債権の名称、放棄  
年月日、債務者数、金額、放棄の事由となっております。5つの債権、債務者合計173人、金額

は785万9,407円となります。今回放棄しました債権につきましては、消滅時効に係る時効期間が満了したもの及び破産法の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れた債権を条例第17条第1項第1号及び第4号の規定により債権を放棄したものです。

以上で報告第1号 放棄した債権の報告についての説明といたします。

○議長(福嶋尚人君) 以上で報告第1号を終わります。

---

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第17、「議案第1号 副町長の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大野克之君登壇〕

○町長(大野克之君) ただいま上程されました議案第1号につきまして御説明をいたします。

議案第1号は、副町長の選任につき同意を求めることについてございまして、副町長に次の者を選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

本件につきましては、5月12日をもって退任することとなりました本庄副町長の後任について選任するため、提案するものでございます。

新たに副町長に選任しようとする方につきましては、現住所、日高郡新ひだか町静内山手町5丁目2番9号にお住まいの氏名は田中伸幸氏でございます。生年月日は昭和39年5月25日、満年齢で57歳でございます。

田中氏につきましては、現産業建設部長でありまして、33年余りにわたり町職員として培ってきた行政経験を町政に生かしていただき、厳しい状況下においてその能力を遺憾なく発揮していただきたいと考えてございます。

次のページに田中氏の略歴を添付してございますので、御覧いただきたいと思います。

以上で議案第1号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(福嶋尚人君) お諮りします。

本案は、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、本案は質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これから「議案第1号 副町長の選任につき同意を求めることについて」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時22分

---

再開 午後 1時23分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第18、「議案第2号 新ひだか町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 大野克之君登壇]

○町長(大野克之君) それでは、ただいま上程されました議案第2号につきまして御説明いたします。

議案第2号は、新ひだか町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございます。本件は現教育委員会委員4名のうち1名の方が本年5月12日をもって任期が満了いたしますことから、次の方を任命するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

今回任命しようとする方につきましては、再任となりますが、現住所、日高郡新ひだか町静内御幸町1丁目2番9号にお住まいの平野井裕氏でございます。生年月日は昭和38年7月2日でございます。満年齢で58歳、職業は会社役員でございます。

平野井氏におかれましては、今回任命されますと3期目となります。新たな任期は令和4年5月13日から令和8年5月12日までの4年間ということになります。

次のページに平野井氏の略歴を添付してございますので、御覧いただきたいと存じます。

以上で議案第2号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(福嶋尚人君) お諮りします。

本案は、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、本案は質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これから「議案第2号 新ひだか町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、同意することに決定いたしました。

---

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第19、「議案第3号 新ひだか町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 大野克之君登壇]

○町長(大野克之君) ただいま上程されました議案第3号につきまして御説明いたします。

議案第3号は、新ひだか町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございます。本件は現公平委員会委員3名のうち1名の方が本年5月15日をもちまして任期が満了することから、次の方を選任するに当たり、地方公務員法第9条の2題2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

今回選任しようとする方につきましては、新任となります。現住所、日高郡新ひだか町静内こうせい町1丁目8番20号にお住まいの石井健一氏でございます。生年月日は昭和49年8月9日、年齢は47歳でございます。職業は司法書士でございます。

今回選任されますと任期は令和4年5月16日から令和8年5月15日までの4年間となります。

次のページに石井氏の略歴を添付してございますので、御覧いただきたいと存じます。

以上で議案第3号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(福嶋尚人君) お諮りします。

本案は、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、本案は質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これから「議案第3号 新ひだか町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、同意することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第20、「議案第4号 新ひだか町監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

16番、志田君は地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、退場願います。

〔16番 志田 力君退場〕

○議長(福嶋尚人君) 提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大野克之君登壇〕

○町長(大野克之君) ただいま上程されました議案第4号につきまして御説明いたします。

議案第4号は、新ひだか町監査委員の選任につき同意を求めることについてでございます。監査委員につきましては地方自治法第196条第1項の規定により、識見を有する者から1名、議会議員から1名を選任することとなっておりますが、議会議員のうちから選任される者は議員の任期をもって任期が満了することから、新たに選任するため、議会の同意を求めるものでございます。

今回選任しようとする方につきましては、現住所、日高郡新ひだか町三石旭町18番地にお住まいの志田力氏でございます。生年月日は昭和28年3月3日、年齢は69歳でございます。職業は

会社役員です。

今回選任されますと、志田氏の任期につきましては令和4年5月16日から議員の任期満了日であり、令和8年4月22日までとなります。

次のページに志田氏の略歴を添付してございますので、御覧いただきたいと存じます。

以上で議案第4号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(福嶋尚人君) お諮りします。

本案は、質疑、討論を省略いたしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、本案は質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これから「議案第4号 新ひだか町監査委員の選任につき同意を求めることについて」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、同意することに決定いたしました。

〔16番 志田 力君入場〕

---

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第21、「議案第5号 工事請負契約締結について(シャクシャイン記念館改修建築工事)」を議題といたしたいと思えます。

提案理由の説明を求めます。

柴田企画課長。

〔企画課長 柴田 隆君登壇〕

○企画課長(柴田 隆君) ただいま上程されました議案第5号について御説明申し上げます。

議案第5号は、工事請負契約締結についてでございます。次のとおり工事の請負契約を締結しようとするものでございます。

本工事は、静内真歌にございますシャクシャイン記念館の改修建築工事でございます。予定価格が5,000万円を超えますことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、シャクシャイン記念館改修建築工事、契約の方法は条件付一般競争入札、契約の金額1億2,133万円、うち消費税及び地方消費税の額は1,103万円でございます。契約の相手方は、池内・マルサン特定建設工事共同企業体、代表者は日高郡新ひだか町静内木場町1丁目1番22号、池内建設株式会社代表取締役、能登谷満、構成員は日高郡新ひだか町静内高砂町1丁目9番26号、株式会社マルサン建設代表取締役、村田英明でございます。なお、当該共同企業者に係る出資割合は、池内建設60%、マルサン建設40%となっております。

恐れ入ります、1枚おめくりいただきまして議案第5号参考資料1を御覧ください。契約書案でございます。工事名は、シャクシャイン記念館改修建築工事、工事場所は新ひだか町静内真歌地内、工期は契約の日から令和5年2月28日まででございます。請負代金額は令和4年4月27日

締結の建設工事請負契約の締結に関する契約書に記載の金額、契約保証金は免除としておりまして、以下記載のとおりでございます。

次に、工事の概要について御説明しますので、恐れ入ります、もう一枚おめくりいただき、議案第5号参考資料2を御覧ください。参考資料2は全体平面図でございまして、以前からこの議会でも御説明しております新ひだか町アイヌ施策基本構想及び新ひだか町アイヌ施策アクションプランに基づくアイヌ文化拠点空間の核施設としまして静内真歌に3つの施設の整備を計画しておりまして、見ていただいて向かって左側にアイヌの伝統的な儀式などを行う空間として今回改修するシャクシャイン記念館、その右側に歴史的資料等を展示する空間として令和5年度で改修を計画しておりますアイヌ民族資料館、そしてこれら2つの施設をつなぐ形で様々なイベントなどを行うコミュニティ空間として多機能型生活館を令和6年度に新設し、3つの施設を一体管理していく構想でございます。また、この図面の左上の角にプという名称の倉庫がございまして、これは儀式道具などの保管場所の機能を有するものでございまして、シャクシャイン記念館の附帯施設として今回の工事の中で整備することで考えてございます。

もう一枚おめくりいただきまして、議案第5号参考資料3をお開きください。参考資料3は配置図でございまして、現施設の位置関係を示すものでございます。

恐れ入ります、もう一枚おめくりいただきまして、議案第5号参考資料4をお開きください。参考資料4は平面図となっております。今回の工事に係ります主な改修箇所としましては、大きく3つございまして、まず中央に位置しております大広間につきましては儀式等を行う際の来場者対応として、従来までの廊下や展示室のスペースを一部活用しまして空間面積を拡大することで考えてございます。次に、左側の入り口からすぐの場所にあるトイレにつきましては、現状非常に手狭であること、廊下スペースなどを活用して面積を拡大するとともに、障がい者や高齢者対応としまして新たに多目的トイレを設置することで考えてございます。次に、トイレの奥にございます台所、キッチンにつきましても現状非常に手狭で作業がしにくい状態にありますことから、こちらも面積を拡大するとともに、老朽化が著しいキッチンなどを入れ替えることで考えてございます。また、このほかに、外部の改修としまして老朽化が著しい屋根や壁の塗装、また外壁に含まれておりますアスベストの除去なども併せて行うことと考えてございます。

以降、次のページの参考資料5として屋根伏せ図、その次、参考資料6としまして立面図を添付しておりますが、内容が重複しますので、説明は省略させていただき、それぞれお目通しいただきたいと存じます。

以上、議案第5号についての説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(福嶋尚人君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議案第5号に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから「議案第5号 工事請負契約締結について(シャクシャイン記念館改修建築工事)」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。



〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第6号及び議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第22、「議案第6号 新ひだか町税条例等の一部を改正する条例制定について」及び「議案第7号 新ひだか町都市計画税条例の一部を改正する条例制定について」の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

千葉税務課長。

〔税務課長 千葉憲児君登壇〕

○税務課長(千葉憲児君) ただいま上程されました議案第6号及び第7号について御説明いたします。

初めに、議案第6号は、新ひだか町税条例等の一部を改正する条例制定についてでございます。新ひだか町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定しようとするものでございます。

次のページをお開きください。新ひだか町税条例等の一部を改正する条例でございます。

改正する条例の詳細につきましては、条例改正説明要旨により御説明いたしますので、恐れ入りますが、9ページをお開きください。本条例につきましては、令和4年3月31日に公布されました「地方税法等の一部を改正する法律」に基づき、関連する条文の改正を行うものでございます。

主な改正点について説明させていただきます。まず、改正概要の1番目は、個人町民税関係でございます。1点目は、特定配当所得等に係る課税方式の見直しでございます。改正条文は第33条及び第34条の9関係でございます。改正内容につきましては、現行では所得税と個人町民税において異なる課税方式の選択が可能となっている特定配当所得等及び特定株式等譲渡所得について所得税と個人町民税の課税方式を一致させることとするものでございます。

次に、2点目は、扶養親族等申告書に係る記載事項の見直しでございます。改正条文は第36条の3の2及び第36条の3の3関係でございます。改正内容につきましては、扶養控除等の適用を判定する際に必要な扶養親族等の合計所得金額を把握するために扶養親族等申告書に当該扶養親族等の退職手当等の状況を明記することとするなど、所要の整理をするものでございます。

次に、3点目は、住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)の延長及び見直しでございます。改正条文は附則第7条の3の2関係でございます。改正内容につきましては、所得税から控除し切れなかった住宅ローン控除額を所得税の課税総所得金額等の5%、最高9万7,500円の範囲内で個人町民税から控除することとし、対象となる居住年を令和7年まで、最長の控除対象年度を令和20年度までにそれぞれ延長するものでございます。

続きまして、改正項目の2番目は、固定資産税についてでございます。固定資産税(土地)に係る負担調整措置を行うものです。改正条文は、附則第12条関係でございます。改正内容につきましては、景気回復に万全を期するため、税額が増加する商業地等の固定資産税及び都市計画税について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、税額の上昇幅を半減させる措置を講ずるものでございます。

最後に、施行期日等でございますが、令和4年度地方税制改正に伴う条例改正分につきましては公布の日から施行し、令和4年4月1日より適用となります。ただし、(1)の扶養親族等申告書に係る記載事項の見直し及び住宅ローン控除の見直しについては令和5年1月1日から、(2)の特定配当所得等に係る課税方式の見直しについては令和6年1月1日から施行となります。なお、(3)の固定資産課税台帳の閲覧等の特例に係る手数料の規定の整理については、「民法等の一部を改正する法律」附則第1条第2号に掲げる規定の施行日となります。

以上で議案第6号 新ひだか町税条例等の一部を改正する条例制定についての説明とさせていただきます。

引き続きまして、議案第7号について御説明いたします。議案第7号は、新ひだか町都市計画税条例の一部を改正する条例制定についてでございます。新ひだか町都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定しようとするものです。

次のページをお開きください。新ひだか町都市計画税条例の一部を改正する条例でございます。

改正する条例の詳細につきましては、3ページの条例改正説明要旨を御覧ください。本条例につきましては、令和4年3月31日に公布されました「地方税法等の一部を改正する法律」に基づき、関連する条文の改正を行うものでございまして、改正概要につきましては新ひだか町税条例等の一部を改正する条例で説明した内容と同じでございますので、説明は省略させていただきます。

施行期日でございますが、この条例は、公布の日から施行とし、令和4年4月1日から適用となります。

以上で議案第7号 新ひだか町都市計画税条例の一部を改正する条例制定についての説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) これより一括質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議案第6号及び議案第7号に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから「議案第6号 新ひだか町税条例等の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、「議案第7号 新ひだか町都市計画税条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎議会広報特別委員会の設置について

○議長(福島尚人君) 日程第23、議会広報特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、事件名を議会広報の発行に関する件とし、6人の委員で構成する議会広報特別委員会を設置して、これに付託し、閉会中の継続審査にすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、本件は事件名を議会広報の発行に関する件とし、6人の委員会で構成する議会広報特別委員会を設置して、これに付託し、閉会中の継続審査にすることに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、3番、橋本君、4番、大川君、6番、蚊野君、8番、本間君、13番、建部君、15番、北道君、以上6人を指名したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました6人の方を議会広報特別委員に選任することに決定いたしました。

休憩中に特別委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行ってください。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時50分

---

再開 午後 2時02分

○議長(福島尚人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸般の報告をいたします。

休憩中の議会広報特別委員会において委員長、副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

委員長に15番、北道君、副委員長に13番、建部君。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

---

◎委員会の閉会中の継続審査(調査)及び閉会中の継続事務調査について

○議長(福島尚人君) 日程第24、「委員会の閉会中の継続審査(調査)及び閉会中の継続事務調査について」を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長及び議会広報特別委員長から、各委員会において審査及び調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りした申出書のとおり閉会中の継続審査及び閉会中の継続事務調査の申出があります。

お諮りいたします。本件については、各委員長から申出のとおり閉会中の継続審査及び閉会中の継続事務調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続審査及び閉会中の継続事務調査とすることに

決定いたしました。

---

◎行政報告に対する質疑

○議長(福島尚人君) これから行政報告に対する質疑を行います。  
報告事項のみについて質疑願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 質疑なしと認めます。  
よって、質疑を終結いたします。  
暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時03分

---

再開 午後 2時09分

○議長(福島尚人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎閉会の宣告

○議長(福島尚人君) これで本日の日程は全部終了いたしました。  
会議を閉じます。  
以上で令和4年第3回新ひだか町議会臨時会を閉会いたします。  
どうも御苦労さまでした。

(午後 2時09分)